

東京都板橋区福祉資金貸付制度運営協議会要綱

(設置)

第1条 板橋区が行う各種の福祉資金貸付制度の適正かつ円滑な運営を図るため、東京都板橋区福祉資金貸付制度運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、各種の福祉資金貸付制度の運営に関する事項を所掌する。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 民生委員 2人以内
- (2) 学識経験者 3人以内
- (3) 区民代表 3人以内
- (4) 区職員 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長の設置並びに権限)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会の会議は公開とする。ただし、会長又は協議会が必要と認めたときは非公開とすることができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

付 則

この要綱は、昭和50年5月10日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和52年5月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年5月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。